

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開会

○青木課長

皆様こんにちは。本日は公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。
ただいまから令和6年度第2回久喜市介護保険運営協議会を開催させていただきます。
私は本日司会を務めさせていただきます介護保険課長の青木と申します。どうぞよろしくお願い
いたします。

2 あいさつ

それでは開会に先立ちまして、若林会長の方からご挨拶を賜りたいと存じます。

若林会長よろしく願いいたします。

○若林会長

《会長挨拶》

○青木課長

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります前に、出席委員についてご報告を申し上げます。事前に西川委員、
渋谷委員におかれましては、欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告を申し上げま
す。

そして現在の出席委員は16人でございます。こちら定員20人の過半数に達しておりますこと
から、久喜市介護保険条例第15条第2項の規定により、本運営協議会は成立いたしますことをご
報告いたします。

また、現在の傍聴者でございますが傍聴者はありません。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきたいと思っております。

《事務局から資料の過不足の確認》

続きまして、会議の公開及び会議録の作成等についてご説明させていただきます。

久喜市では、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、会議は原則公開とし、傍聴することが可能でございます。

また、会議録を作成し、公開することとなっておりますことから、本会議におきましても発言者の氏名を含め、全文記録方式で会議録の作成を行いたく、録音につきましてご了解をいただきたいと存じます。

これに伴い、発言者の皆様にはマイクを使用しての発言にご協力をお願いいたします。

それではこれより本日の議事に移らせていただきます。

ここからは、久喜市介護保険条例第15条第1項の規定により、会長が議長となり議事を進めていただきたいと存じます。

それでは若林会長、よろしくをお願いいたします。

3 議題

○若林会長

それでは、本日の議題でございますが、承認事項が2件、報告事項が4件です。

まず本日の会議の議事録署名委員を指名させていただきます。

前回に引き続きまして、名簿の順で細川委員さん、板橋委員さんをお願いしたいと思います
が、よろしいでしょうか。

《細川委員、板橋委員了承》

ありがとうございます。それではお2人をお願いいたします。

(1) 令和5年度地域包括支援センターの事業等について

○若林会長

それでは本日の議題に移りたいと思います。

まず、議事(1) 令和5年度地域包括支援センターの事業等について、こちらについて事務局

から説明をお願いいたします。

○加納補佐

高齢者福祉課加納と申します。よろしくをお願いいたします。着座にて失礼いたします。

地域包括支援センターの運営状況等についてご説明をさせていただきます。資料1の1ページをご覧ください。

《資料1に基づき説明》

議事1についての説明は以上となります。

○若林会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から令和5年度の地域包括支援センターの事業等についての説明がございましたが、何か質問等はございますでしょうか。

ご質問のある方、挙手でお願いします。

坂本委員お願いします。

○坂本委員

わからないので教えてください。2ページの委託料ということでシステム保守業務委託料とあるのですが、金額ではなくて中身の話なのですが、この介護保険関係のシステムというのは、アウトソーシングで何かセンターとつなげて行っているのか、まさか久喜市で作っているわけではないと思うのですが。或いはパッケージを使っているのか。どんなふうに久喜市はなっているのかということと、他の地方公共団体はどうしているのか、知らないのですが教えてくださいたいです。それを1点まずお願いします。

○渡部課長

こちら本市に関しましては、おっしゃるように基本的にはシステムは当然市で構築したのではなくて、民間事業者が作っているソフトウェアを活用しております。

概ね、全部を把握しているわけではございませんが、ほとんどの自治体、100%に近いと思えますけれども、おそらく同じように、民間事業者が作成しているソフトウェアを活用しているものと思えます。

○坂本委員

わかりました。そういう意味では、県だとか、それから政府を含めて、何か1つのソフトウェアを使わせる、なぜかという安くあがるからなのですからけれども、そうではないのですね。まだまだ地方公共団体が、民間の事業者のパッケージを選択して使っているということですね。ということは日本ではいろいろなパッケージがまだってということですよ。

それともう1つだけですが、人件費についてですけれども、今介護に関係されている方は非常に給料が安いということで、少しでも上がればと思っているのですが、暗算でやると1人頭、600万弱なのかなと思います。これは全国平均でいうと、良い方なのでしょうか。或いはまだ低い方なのでしょうかという質問です。

○渡部課長

こちら、3ページの人件費をご覧いただいているかと思いますが、こちらは市が社会福祉協議会に委託をさせていただいている分の人件費になっております。

おそらく、おっしゃっている全国的な介護の方の人件費の話でよく低いと言われているのは、例えばヘルパーさんですとか、そういった施設で働く職種の方に関しては、いわゆる他の民間の給与よりも低いというお話が出ておりますが、こういった包括支援センターですとか、本来市が直営でやるものを委託しておりますので、額的な話で言うとその民間で低いと言われている介護のジャンルのものとは、ちょっと違って参りまして、こちらはそれらと比べると人件費的には高い方になるのだと思います。

○坂本委員

そういう面では、今問題となっているのは、民間の介護保険会社の店舗の方で雇われている人が安いと。それはちょっと市とは関係ないということですね。よくわかりました。

○若林会長

よろしいでしょうか。

○坂本委員

はい。

○若林会長

ありがとうございます。

それでは他に皆様いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

武井委員お願いします。

○武井委員

すいません。若干遅刻をしておりますが冒頭のところの進み具合がちょっと掴めておりませんので意図外れの質問かもしれません。

この実績報告のご説明が今あったかと思うのですが、報告に対する計画書の該当部分を教えてくださいという質問に対して、第8期介護保険計画書の各ページ数が挙げられており、該当ページを見てくださいとあります。これはこの後に続く説明でも同じかと思うのですが、この第8期介護保険計画というのは私たちには基本的に見ることができないのではないかと考えています。なぜかと言いますと、第9期介護保険計画は市のホームページに上げられておりまして、ダウンロードできますし、今回も委員には配布をされておりますので、当然ながら見ているのですが、第8期介護保険計画を見る手段について私個人的に問い合わせをしましたところ、公文書館に行って確認をしてくれと言われ、公文書館に行ったら公文書館でも、閲覧用で冊子はあるけれども、それ以外の手だてはないと、冊子の在庫があれば私購入しますけれどもと言ったら在庫も切れているのでないというお話でした。

最終的には公文書館の課長か係長さんに、国会図書館の公共団体アーカイブにあって久喜市を検索すると、過去の久喜市の発行した行政文書が見られるのでそこから探してくださいと言われ、かなり探したら、第8期と第7期も確かあったかと思いますが、計画書がダウンロードできました。この第8期を見てくださいという回答をいただいておりますが、第8期計画書を見ることができないのかなとちょっと懸念をしております。これは具体的に、私たちはここで第8期計画に対してどういう実績があるから良い。或いは、こういった点をもう少し考えるべきだという議論をするにあたっての材料を、どのようにすればいいかを教えていただきたいのと、それから強い希望として申し上げたいのは、行政公文書は、私の個人の意見としては特に個人情報等を出してはいけないものや物理的に保存ができないもの、明確な理由があるものは除きますけれども、そうでないものは永久保存で全数公開が原則かなと思っております。是非とも第8期より

前の計画書も久喜市のホームページに上げていただきたいのですが、この辺は今この場での回答が難しいかと思いますが、どのように考えるか聞きたいです。

○若林会長

ありがとうございます。

ただいまの関係で事務局の方から何かございますか。

○岸係長

ご指摘いただきました過去の計画につきましては、どこまで電子データとして残っているかを確認しないといけないので、今、明確に何期までというのは申し上げられないのですが、過去のデータ等を見て、必要に応じて公開できるようにしたいと思います。

○若林会長

いかがですか。

○武井委員

この別添の資料の方にありますように、第8期計画のこのページで計画に上がってきてそれに基づいて実施した結果が、今回手元にある資料ですよということが、是非ともわかるように、これは質問というよりはお願いでございますけど一旦はそれで。

○若林会長

はい、ありがとうございました。事務局の方でただいまの関係は、よろしく願いいたします。

他に皆様何か質問等はございますでしょうか。

杉原委員お願いします。

○杉原委員

申し訳ありません。最初にもしかしたら説明があったのを自分が聞き逃したかもしれないので、確認をさせていただきたいのですけども。

2ページにあるのは、地域包括の中でも、介護保険課の横にある直営の地域包括支援センターのお金の出入りで、3ページが業務委託している、社協が受託している4ヶ所のお金の出入りということでもいいですか。

○渡部課長

2ページに関しましては3ページのものを含んでおります。と申しますのが、2ページの目・事業名2地域包括支援センター事業の区分によるところの12委託料、1億1,280万8,445円でございますが、それが3ページの右上と右下にあります委託契約金額、1億1,280万8,445円と同じで、これが社会福祉協議会に委託した内訳という形になります。ですので、社会福祉協議会の分を含んで、市の直営の包括支援センターも全部含めた、市の職員の人件費はここに含まれてこないのですが、それを除いた分がここに入っている左側のページということになります。

○杉原委員

2ページは、一部は各地区分も入っているけれども、人件費とか事務費とか独立でできるのは、右側がその委託分ということになるわけですか。

○渡部課長

右側につきましては、社会福祉協議会に委託している地域包括支援センター全体の支出と収入の内訳になっております。その収支の差が、左側の委託料という形であられております。

○杉原委員

ありがとうございます。

○若林会長

ありがとうございました。

他には皆様ございますでしょうか。

他にご意見等もないようでございますので、議題の(1)につきましては以上となります。

(2) 令和5年度介護保険事業の概要等について

続きまして、議題(2)令和5年度介護保険事業の概要等についてに移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤係長

介護保険課、保険料給付係の佐藤でございます。

議題(2)令和5年度介護保険事業の概要等について説明させていただきます。着座にて失礼

いたします。

お手元の資料 2-1 をご覧いただきたいと思います。

《資料 2-1 に基づき説明》

以上ご報告となります。よろしくお願いいたします。

○岸係長

それでは引き続きまして同じ議題の中で資料 2-2 に係るご報告をさせていただきます。

《資料 2-2 に基づき説明》

議題 2 については以上です。

○若林会長

はい、ありがとうございました。

ただいま令和 5 年度介護保険事業の概要等についての説明がございましたが、皆様何かご質問等はございますか。

坂本委員お願いします。

○坂本委員

質問ではないのですけれども、3 ページにあります居宅介護サービスで、訪問入浴介護というところがありますよね。71 人の実績のもの。私、実はこの会議に応募したのは単純なのですけれども、ある鷺宮のマンションのところをたまたま通りかかったときに、入浴バスをそんなに大きくはなかったのですが、民間の介護の車から、若い女性と、さほど若くもない男性が持っていて、まさかと思ったのですけど、中に入っていった。きっとエレベーターはあったのでしょうかけれども、これは相当きついのだろうなと思って。訪問入浴介護というのは、その家にあるバスの中で、いろいろお世話するのだと思っていたのです。バスそのものを持っていくのは、そこがたまたま特殊だったのかもしれないのですけれども、そういうのを民間の介護でやっている方たちに、よくある力がサポートできるベルトとか、ロボットなどが今開発されていますよね。値段がどのぐらいかかるかわからないのですが、そういったものを市から器具に掛かる費用の補助をしてあげるような考えなどはあるのでしょうか。もしくはそういうことができるのでしょうかということが実はものすごく気になっていて。そうでなくても、今の介護の民間の企業の方がなかなか

集まらず大変だと聞いておりますので、今回たまたま目にしたもので特に印象に残っているのですけれど、市の方から民間の会社に問い合わせしてあげたりですとかができないのかという、質問ではないのですけれども感想を持っております。この71人の方全部がそうではないとは思いますが、それでも月に何回かだと思ふのもすごい重労働だなと思いました。

○若林会長

今の件につきまして事務局の方では何かございますでしょうか。

○青木課長

介護ロボットですとか、そういったものの購入にあたっての助成や補助などがないかというご質問、お話だったと思ふのですけれども、現状、市が単独でそういった助成金や補助金などを出すということは、やっておりません。

しかし、国の方からはそういった介護ロボットですとか、介護従事者の方の負担を減らすための機器等の購入に関して、補助するというようなものがございますので、国からそのような話が来た際には、市としましても市内の事業所に向けて照会をさせていただいて、申請があれば市から国に補助金の申請を行うということはやっております。

○坂本委員

そういった情報は民間企業でも見られるのでしょうか。言いたいのは、そういった情報が一番入ってくる部署として、どんどん教えてあげて申請をされるようにというサポートをぜひお願いしたいということです。

○青木課長

はい、わかりました。

市で得た情報につきましては、随時、市内の事業所に情報を流していくということは、今後もさせていただきたいと思ひます。

○坂本委員

はい、ありがとうございました。

○若林会長

ありがとうございます。

それでは他にご意見等はございますでしょうか。いかがでしょうか。

宮澤委員お願いします。

○宮澤副会長

宮澤ですけど。1点質問させてください。

6ページなのですがすけれども、特別会計の決算の状況が掲載されておりますが、まず聞きたいのは、介護保険給付準備基金、これの現在の保有額はわかりますか、お幾らですか。わからなかったら後で教えていただければ、それで十分なのですが。

○青木課長

すみません、調べまして後ほどご報告させていただきます。

○宮澤副会長

わかりました。よろしくお願いします。

それで少し気になったのが、歳入の繰入金。これは一般会計繰入金と基金繰入金から20億3,000万繰り入れしていますよね。そして歳出で基金に2億3,400万積み立てしていますよね。これは、通常であれば、歳入を基金から繰り入れないで、基金の積立金を減ずれば予算は成り立つのかなと考えたのですが。一旦、歳入で基金を繰り入れ、また歳出で基金に積み立てている。

それからもう1点気になっているのが、差引残高2億5,500万これが先ほどの説明の中では、全額翌年度の事業に充てると。であるならば、基金がどのぐらいあるかわからないですけれども、差し引き残額の繰越金の一部を基金に持っていけばと思ったのですが、何かこうしなければならぬ通達やら、それから、一般的に全予算額の10%は給付金を確保しろと、以前国から出たのかわかりませんが、そういった中で、基金の目標額といいますか、それに達していれば保険料を下げる。その辺をしないとこのまま保険料は上がり続け、基金はどこまで持つのかと。その辺の何かお考えがあれば、お聞かせいただければと思います。

今わからなかったら後で教えていただければそれでも十分ですので、お願いします。

○若林会長

今の関係ですけれども、事務局の方でもし可能であれば。今回の会議、或いはこの時間では無理ということであれば、会議の終わりの方でどうでしょうか。

○佐藤係長

はい。歳入歳出の基金の関係なのですけれども、歳入の基金繰入金につきましては、前年度の決算が決まって、余ったお金を基金に繰り入れるというのが歳入になります。歳出の部分の基金の繰出金というのは、例えば令和5年度の歳出の基金繰出金につきましては、令和5年度で足りなくなったお金を基金から繰り出すものという形になるので、歳入については前年度の分の余りを繰り入れたもの、歳出については、今年度の分で足りないものを出したものという形になります。

○宮澤副会長

わかりました。

○佐藤係長

最後の方に質問がありました、基金相殺すればいいかという形も、基本的にはこれと同じ考えなのですが、歳入歳出の差し引きの金額があると思うのですけれども、例えば、保険料というのは、国が何%、県が何%、保険料が何%、残りを基金に充てたりという割合が決まっておりますので、この歳入歳出の差し引きの残高につきましては、余った部分は、その割合に応じて国や県に戻したりします。その残った部分を基金に、積み立てるという形になります。

○宮澤副会長

それはわかるのですが、基金は一体、幾ら持っているのでしょうかという話なのです。要は、基金を持っていても使い道は何だと言ったときに、給付金に充てる不足に充てる。しかし現状では国に何%、県に何%で保険料何%というのは決まっているのだから、基金をいたずらに積んでも、使い道がないのではないかと。それが例えば国からの縛りで、給付金の何%を持ちなさいというのであればしょうがない。その辺の考え方があるのかなというのをお聞きしたかったのですけれども。

○佐藤係長

わかりました。

5年度末の基金の残高なのですけれども、11億3,123万8,000円です。

○宮澤副会長

それは給付金にあててるのですか。

○佐藤係長

基金の考え方なのですが、こちらについては3年間で計画を見直すというお話をさせていただいていると思うのですが、基金につきましては、この5年度末に今基金が11億貯まっています。残る金額を第9期計画の計画を立てる際に全額保険料に充てて、次期計画の保険料を安くするという形です。他の市町村もそうですが、久喜市の場合はこの残った基金を全額次期計画の保険料に充てて、保険料を安くするという形で計画を立てております。

○宮澤副会長

わかりました。そうであればわかります。

ありがとうございました。

○若林会長

それでは他にご意見等はございますか。

細川委員お願いします。

○細川委員

細川と申します。ものすごく基本的なことをお伺いしたいのですが、3ページに介護サービス利用状況というのがあるのですが、待機されている方というのはいないのでしょうか。入りたいけれども入れないとか、そういう方はどれくらいいるのでしょうか、それともいらっやらないのでしょうか。

○若林会長

今の質問ですが、事務局の方はいかがでしょう。

○岸係長

サービスの種類にもよるのですが、こちらで決算のときに把握、確認している限りでいきますと、例えば、認知症のグループホームなどは、大体は久喜市の場合、常に空きがある状態が多いです。ただ、特別養護老人ホームは、なかなか入りたいと言って即座には入れるというわけではなく、やはり一定期間お待ちいただくようなことがあります。しかし、それも結局はその方の状態ですとか、そのときの施設の他の利用者さんとの兼ね合い等もありますので、一概に何日待っ

ていますというのは、何とも言いづらい状況ですが、今、市で把握している施設に関してはそういった状況でございます。

○細川委員

どのくらい待つのでしょうか。

○岸係長

そうですね施設にもよるのですが。

○細川委員

もしわからなければ、またあと後日でも構いません。

○若林会長

今の件ですけれども、事務局の方で、わかればまた後程教えていただければと思いますが。

○岸係長

後程ご回答ということでお願いします。

○若林会長

よろしく願いいたします。

それでは他に何かご意見等がございますでしょうか。よろしいですか。

武井委員お願いします。

○武井委員

2ページから3ページ4ページにかけての事業の結果評価の一覧表なのですが、これは都合によりというか担当課の内容によりそうになってしまうのかもしれないのですが、1ページ2ページについては実施内容としてそれぞれの課題に対する実施内容と、その結果どのような課題を持っているかということで評価が書かれているのですが、3ページの4番高齢者福祉サービスの充実に関しましては、実施内容のほとんどが事業の周知に努め利用促進を図りますという同じ文言がずらりと並んでいます。これはもう少し、この他のページにあるように、もう一段何かこう、どのような施策を実施し結果がどうであったかというまとめ方がこの3ページの部分だけになっていないのは、事業の内容や特性上、こうとしか書きようがないものなのでしょうか。

また、右側の評価として、特にこのページでは結構バツが並んでおりまして、達成率も70%と

か98%というのは未達ではありますがこのくらいのずれはどのような計画でもありえますので納得範囲ですが、大きく下回って20%台ですとか或いは6%台8%とか、或いは0%というような数字が右側の方の評価に並んでおりますと、実施内容に「事業の周知に努め」だけが並んでいて、結果が大きく未達のところを見ますと市民目線としては必要な政策がきちんと行われているのか不安を感じてしまうといえますか、なぜこうになってしまうのかをお聞きしたいと思うのです。これについては、事業の特性上やむを得ないということもあるかもしれませんので、ご説明可能であればお願いしたいと思います。

○若林会長

今の質問でございますが、実施内容の欄の記載内容につきまして、事務局の方ではいかがでしょうか。

○板橋係長

3ページの(1)のイウエですとか、その周辺部分だと思いますけれども、実施内容については少々シンプルに書き過ぎていますので、今後もう少し詳しい実施状況を書かせていただきたいと思います。

○若林会長

ありがとうございます。

そうしますと、その資料は後程ちょうだいできるということでしょうか。

○板橋係長

はい。直したものをお渡ししたいと思います。

よろしくお願いたします。

○若林会長

それではよろしいですか。他にはございますか。

宮地委員お願いします。

○宮地委員

宮地と申します。いつもお世話になっております。

養護老人ホームについてお伺いしたいのですが、養護老人ホームというと、措置の入所施設で

ございますが、定員が50名ということですが実績が33名ということで、大変利用者さんが減っていると思うのですが、市としては運営も大変になってくると思うので、どのような方針があるのかを教えてください。よろしくお願いします。

○若林会長

事務局の方からお願いいたします。

○渡部課長

養護老人ホームは定員に対しての入所者が少なめになっております。こちらにつきましては、措置ということで特別養護老人ホームなどとは違い、利用希望があつて、わかりましたということで入所できるような施設ではないという特性がございますけれども、入所者が減っている現状でございますので、今年度、これからではありますが、短期入所の利用者さんを今まで市内の方に限定していたところを、市外の方もご利用できるような改正を行いましたので、そのご案内を含めまして、養護老人ホームの入所の方にも空きがある旨を合わせて、県内の養護老人ホームが設置されていない自治体や近隣自治体あてにご案内申し上げまして、ニーズがあるときにはご検討いただきたいということで、周知をしたいと思っております。

また、庁内でも経済的にお困りのご高齢の方がいらっしゃった、対象になりそうな相談があつた際には、福祉部内各課にはこちらに紹介といいますか、話をつないでもらうようにしまして、人数の方はもう少し施設が有効に活用されるようにしていきたいと考えております。

○宮地委員

ありがとうございました。

○若林会長

ありがとうございました。

他に何かございますでしょうか。他にご意見等もないようでございますので、議題の(2)につきましては以上となります。

はい、事務局からお願いします。

○岸係長

先ほどご質問いただきました待機者数に関してなんですが、こちらの決算の状況として把握し

ているのが特別養護老人ホームのことなので、そこに限ってのお話になってしまうのですが、集計しましたのが2月1日現在の状況として、まず市内の特別養護老人ホームの総ベッド数が1,001床でございます。その中で実際利用者が、2月1日の時点で927名いる状態です。これは2月1日で切り取っているの、偶然その日ベッドが空いたですとか、ちょうど人の入れ替わりの時期だった等がありまして満床にはなっていない状況です。そして、待機者数ですが同じ2月1日現在で234人の待機者がいます。そのうちの久喜市民が157人です。特別養護老人ホームの場合、久喜市民でなくても利用はできますので、全体で234人のうち久喜市民が157人という状況です。

ただ、この人数のカウントは1人が複数の施設に申し込んでいる場合もあります。例えば、3つの特別養護老人ホームでどこかしら空いたら入りたいというように、3つ申し込んだ場合、実際は1人ですが待機3件としてカウントされていくような形になっていますので、延べ157といえますか、そのような集計の仕方をしております。

○若林会長

ありがとうございます。

今の待機者数のご報告でございますが、何か確認することは、皆様でございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(3) 令和6年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価結果等について

○若林会長

続きまして、議題(3)令和6年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価結果等に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○田村補佐

はい。介護保険課の田村と申します。よろしく申し上げます。

それでは、資料3、令和6年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金

の評価結果等についてご説明させていただきます。着座にて失礼します。

《資料3に基づき説明》

以上でございます。

○若林会長

ありがとうございました。

ただいま、令和6年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価結果等についての説明がございましたが、何かご質問等はございますか。

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

それではご意見等もないようでございますので、議題（3）につきましては以上となります。

（4）令和6年度介護予防支援業務委託契約事業者について

○若林会長

続きまして、議題（4）令和6年度介護予防支援業務委託契約事業者についてに移りたいと思います。

こちらは承認事項です。事務局から説明をお願いいたします。

○加納補佐

はい。資料4をご覧ください。

《資料4に基づき説明》

ときわケアマネオフィスはすべての地域包括支援センター、やはぎケアは久喜中央地域包括支援センター、SOMPO ケア久喜居宅介護支援は菖蒲地域包括支援センターと、それぞれ新たな委託先事業所として承認をいただきたい事業所でございます。

こちらにつきましてご承認をよろしくをお願いいたします。

○若林会長

ありがとうございます。

ただいま、令和6年度介護予防支援業務委託契約事業所等についての説明がございましたが、何かご質問等はございますか。

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

○武井委員

予定事業所の方で、2番目のやはぎケアさんのところで、介護支援専門員数が1名なのですが、これは他の事業所を見ると、承認予定のところの事業所が3名から5名、それから承認済みのところの事業所が3名から多いところで9名ほどということなのですが、この2番目のやはぎケアさんが1名なのは、特に1名であっても問題ない、例えば使う人数が少ないので介護支援専門員としては1名いれば十分だということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

○若林会長

事務局から説明をお願いいたします。

○加納補佐

はい。

契約の方を各包括としていても、ケアマネさんをお願いをしたいケースが出た場合には受け持ちができるかどうか事前に確認をとりまして、当然受け持ち数を超えてしまえば受けられないというようなお話もありますので、これは人数が1人であっても、その方が担える分だけ受けていただけるという形ですので、問題はございません。

○若林会長

武井委員さんいかがでしょうか。よろしいですか。

○武井委員

はい。

○若林会長

他に何か質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

他にご意見等もないようでございますので、令和6年度介護予防支援業務委託契約事業所につきましては、本協議会としまして、承認するというところでよろしいでしょうか。

《委員承認》

ありがとうございます。

それでは承認といたします。

(5) 地域密着型サービス事業所の新規指定について

○若林会長

続きまして、議題（5）地域密着型サービス事業所の新規指定についてに移りたいと思います。

こちらは承認事項です。事務局から説明をお願いします。

○岸係長

それでは議題（5）地域密着型サービス事業所の新規指定についてご説明させていただきます。

資料5の方をご覧いただくと、今回3枚ございまして、3つの事業所を新規指定するというところで、ご審議をいただくこととなります。

《資料5に基づき説明》

以上でございます。

○若林会長

ありがとうございます。

ただいまの地域密着型サービス事業所の新規指定についての説明がございましたが、何かご質問等はございますでしょうか。

ご質問のある方は挙手をお願いします。

板橋委員をお願いします。

○板橋委員

お伺いしたいのですが、資料5の1ページ目になりますかね。

人員基準のところですけど、上から3番目のところに配置義務なし、適、と書いてありますよね。そこには利用定員10人以下の場合には配置義務なし。確認状況で配置義務なし、適否が適だと思うのですが、それから2枚目3枚目のはどうですか。ライフケアプロジェクトのところには、やっぱり同じのがあって、18人ですよ、ここ利用定員が。利用定員が18人で、2名以上確保。それは確認したから適ということなのだと思うんですけども。前に戻ります。10人以

下は配置義務なんてなし、1人もいない。ここはこれでOKで、18人で2人いるということは、10人以下の場合には、配置義務はなくとも、何か代替りの人がいるということがあるのでしょうか。それともそんなこと全く関係なくして、ここに関しては、いないということなのでしょうか。もしそうだとすれば、適も不適も関係ないような気がするのですが。

この10名でゼロでOK、18名で2名いるという、このところの違いはどういうことなのでしょうか。すみません。お願いします。

○若林会長

事務局から説明をお願いいたします。

○岸係長

まず利用定員が10人以下の場合は配置義務なしのことについては、本当に文字どおり配置義務がないということになっております。

ご指摘いただいた適も不適もというところは確かにあるのですが、一応こちらの確認項目として該当はないのですが、10人以下で配置義務がないということを確認しているという趣旨でこの適否の項目があるというような、そういった状況になっております。なかなか上手く説明ができなくて恐縮ですが。

○若林会長

ありがとうございます。どうですか。

○板橋委員

何だかよくわからないのですが、その下①のところに配置義務なしとありますよね。②のところには、看護師または准看護師の資格を有しているかいないかと、それはもちろん配置義務がないのであればこんなこと関係ないでしょうけれども、ここに斜線が引いてあるということは何か意味合いあるのですか。10名以下は0名で、もう1つの方は18名で2名確保でそこに何の関係もないとなると、これは10名以下の施設を2つ3つ4つと作ったらそのままの話になっちゃうのかなっていうふうに、思ったものですから。

○若林会長

事務局いかがでしょうか。

○岸係長

はい。基準としてはこの通りといいますか、項目としてはこの基準で今行かざるを得ないという状況でございまして。確かに10名以下の場合であれば、この項目自体はあまり適否を考える必要はないと思うのですが。項目上、一応確認をしたということで適というような、そういう項目があるということです。

○若林会長

はい。お願いします。

○板橋委員

これはこういうように法定で決まっているのだから、それを役所の方でどうなのですかと聞く方も聞く方なのかもしれませんが。どうも考えてみるとちょっとこれ違うような、だからこれおかしいんじゃないかという声が出ないのでしょうか、というのが私の趣旨なのですが。

○青木課長

はい。18人のところで2人配置が必要で、10人以下だと配置がゼロでも構わないという、そのところの基準自体がちょっとおかしいのではないのかっていうご質問なのかと思うのですが。そういうふうに感じられる方もいらっしゃると思うのですが、現状、国の基準としてそのような形で基準が出ております。こちら、市に対してですね、今委員さんがおっしゃられたようなご質問ですとか苦情というようなお話は入ってきてはおりません。

もしそういったものが何か問題があれば、当然国としても今後基準を変えるということはあるかと思うのですが、申し訳ございませんが、現状ではこのような基準になっておりますので、ご了承いただければと思います。

○若林会長

ありがとうございます。

板橋委員さん、よろしいですか。

他に何か質問等はございますか。なければ今回新規指定について、本協議会の承認をいただきたいということでございますので、複数の事業所、3事業所がございまして、1つずつ確認を

させていただきます。

まず1つ目の地域密着型通所介護みらいちりハ江面の新規指定につきまして、本協議会として承認するということがよろしいでしょうか。

いかがでしょうか。

《委員了承》

ありがとうございます。それでは承認いたします。

次に、2つ目の認知症対応型共同生活介護グリーンライフ栗橋の新規指定について、本協議会として承認するということがよろしいでしょうか。

《委員了承》

ありがとうございます。それでは承認いたします。

次に、3つ目の市外の地域密着型通所介護リハスタジオ花咲の新規指定について、本協議会として承認するということがよろしいでしょうか。

《委員了承》

ありがとうございます。それでは承認いたします。

(6) 「地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」の一部改正について

○若林会長

続きまして、議題(6)「地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」の一部改正についてに移りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○加納補佐

資料6をご覧ください。

《資料6に基づき説明》

現時点で3職種が不足しているセンターはございませんので、条例を改正して即適用するようなことは考えておりませんが、いずれ適用を考えたときには承認事項として議題に上がることに

なりますので、今回情報提供させていただきました。

議題（6）についての説明は以上です。

○若林会長

ありがとうございます。

ただいま、「地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」の一部改正についての説明がございましたが、何かご質問等はございますでしょうか。

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

武井委員お願いします。

○武井委員

すみません。毎回お聞きしてしまっていて恐縮なのですが、この考え方は国の基準は3,000人以上6,000人未満ごとに各保健師、社会福祉士、主任介護支援員を1人ずつ置きなさいということと理解してよろしいですね。6,000人に対して1人を基本として考えてくださいってことですね。そうすると、ざっと計算すると久喜市のこの表の横合計で4万7,845人、高齢者人口がいるのですが、6,000人に1人を置くとすると各分野ごと8人ずつで合計すると24人必要。これが国のガイドラインだという考えで正しいかどうかというのがまず1点目。

それから、そうすると現在の職員配置の表の下を見ると、保健師、社会福祉士、主任ケアマネ、合計が24人なのでこれは不足ないというのが現状だという理解であっているのかが2点目。

今回の見直しは、将来これがさらに不足をするのがかなり見えているので、その場合には全体として24人を確保していて、各5つのセンターの間で担当人員等で過不足が生ずる場合についてはこの全体のミニマムの24人をフレキシブルに配置をする、もしくは事案に応じて応援で出向くということで、全体の福祉の行政の必要数、量をカバーしようという考え方だということに受けとめたので、その理解で合っていますでしょうかという全体的な考え方として3点目。以上の3つをお聞きしたいです。

○若林会長

はい。ありがとうございます。

今の3点お話がございましたが、事務局の方で説明をお願いいたします。

○加納補佐

1点目の、24人いればというところでは、その通りでございます。

2点目、今不足ないかというところも、今は充足している状態でございます。

3点目、全体として24人確保しておいて柔軟に対応するかというところに関しては、先ほどお話があった通り、1ヶ所人員がもしいないところであれば、その時に別の部署の専任の職員の方で対応をさせていただくということを考えております。

○若林会長

はい。いかがでしょうか。

○武井委員

この考え方でよいというご回答と理解しました。

ただ、これは質問ではなくてコメントなのですけれども、国がこれを改めた理由というのは多分、厳格にそれぞれ人数に応じた人員を確保しなさいという、なかなかもう現実的にそれは難しくなっている。なので国のルールを割らざるをえないような所が発生しかねない状況にまでなっている。なので、ルールの方を少し緩めて、総合計として人員が確保されていて、各フレキシブルに対応ができるのであれば、個々の担当のセンターごとについては仮に割ることもあっても、これは国としてはルール上それを許しますよってことだと思っております。おそらく今後、ますます介護に当たれる人も少なくなって、逆に必要とするニーズは、高齢者がどんどんどんどん増えていくのでこの状況は良くなることはなく、より厳しくなる方向なのだろうと思っております。そこに向けて、地方自治体で何か職員の数を確保するような方向性の取り組みというのは可能なのでしょうか。

国のルールを緩めますというのもわかるのですけれども、緩めるというのはあくまでもやむを得ず緩めているわけですね。維持できないから。維持できないから緩めているのですけど、ただそれはもう今後ますますより厳しくなる方向が見えている中で、国がどう動いてくれるかというのは大きな問題で、地方公共団体としては手の出しようがないところも多いかと思うのですが、でもその中で久喜市として、この介護要員の不足、これを確か他の議論のところでも随分問題になってきているかと思うのですけれども、これについて何か市独自の施策を今後打っていくことが

出来る可能性ですとか、道筋は何か見えているのでしょうかというところで、コメントに近いような質問なのですけど。

○若林会長

はい、ありがとうございます。

事務局の方では、何かございますか。

○渡部課長

市独自で確保策をというお話しになるかと思うのですけれども、実際は単独でというところになるとなかなか難しいかと思えます。

例えばですね、主任ケアマネとか、なり手の問題などがありまして、その辺も国が試験の受験者等減っている現状などを受けまして、試験の受講の要件を緩和したりですとかいろいろ工夫をして、そもそもの総数を確保するような取り組みを、国として行っております。

そういった形で、なり手が増えてくればいいのですが、そこが増えてこない中で市独自で何かをというのはなかなか難しいところと考えておりますので、そこに関しまして、現状としましては国の全国的なマンパワー確保のための対策を期待したいと考えております。

○武井委員

基本的にはやむを得ない状況だというのは理解しました。

先ほどの各施設の現状の表を見ましても、鷺宮、久喜、栗橋、菖蒲幾つかの複数の地区を担当されている施設でケアマネさんが1人というところも結構表の中にありますので、そうするとケアマネさん1人がいなくなると途端にその施設は維持出来なくなるのですよね。ミニмум1人がいるだけなので。というのは、私の母が昨年亡くなる前までお世話になっていた施設2ヶ所でも、ケアマネさんが退職をしてしまって非常に補充に苦慮していて。1ヶ所はケアマネの資格は昔取得していて、今までは介護士さんとして働いた人が兼務することになり、徹夜勤務を繰り返しながらケアマネとして介護プランを立てたりして、非常に無茶苦茶な仕事を人のあてが中々ないのでやらざるをえない状態。

もう1ヶ所は、個人的な話に少し絡みますけど、私の妹がたまたまケアマネ資格を都内で持っていて、ケアマネさんが退職してしまったために補充がきかないとのことで、とにかく次の

人のあてがつくまででいいから臨時で応援を頼むと言いながら、すでにもう去年の4月から始まり1年半通って続けていますがなかなか次の人が見つけれない。これは多分どこの施設でも、今の人がいなくなったら補充はとても大変だというのは変わらないと思うので、今のお話のように市独自はなかなか手が打てないのも現実かとも思うのですが、とはいえ、その1名しか担当者がいない施設がその1名がいなくなったがために10名とかの方が利用できなくなっても大問題です。市の方としても、きめ細かくそういった状況を見ていただいて、様々な手が打てないかと相談に応じられる体制ができるようにというお願いです。以上です。

○若林会長

はい。

○坂本委員

質問ではないですが、世界を見ると、ベストプラクティスというのが今ノルウェーや特にアイスランドなどでやられていて、何をやっているかという、どこでもそうですけれど、今みたいに介護する方を増やすというのはもう無理がある。だから、要介護の人を少なくするために予防ということをすごく今やられている。ぜひそういうところの方を真剣に国に任せずに、少しでも予防をするという、さっきもありましたけども、そちらの方向に検討をぜひよろしく願います。以上です。

○若林会長

はい。ありがとうございます。

それでは他に何かございますでしょうか。他にご意見等もないようでございますので、議題の(6)につきましては以上となります。

以上をもちまして、本日予定をしていた議題が終了となりました。

これで私は議長の職を解かせていただきます。

ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

○青木課長

はい。ありがとうございました。

以上で本日予定していた議題が終了いたしました。

4 その他

○青木課長

次第の4としてその他がございますが、事務局として何かございますでしょうか。

○岸係長

はい。

事務局から事務連絡でございます。

第3回目次回の介護保険運営協議会ですが、今のところ来年の年明け2月5日水曜日に久喜市役所の本庁舎で開催する予定です。

委員の皆様のご協力引き続きよろしくお願いいたします。

時間は今日と同じ時間1時15分からを想定しております。

○青木課長

それでは閉会にあたりまして、宮澤副会長にご挨拶をいただきたいと存じます。

○宮澤副会長

《副会長挨拶》

○青木課長

はい、副会長ありがとうございました。

委員の皆様には公私ともにご多忙中の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

以上をもちまして、令和6年度第2回久喜市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 6年11月20日

議長.....若林 輝夫.....

議事録署名人.....細川 敦子.....

議事録署名人.....板橋 文夫.....

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。